「船員法施行規則の一部を改正する省令案について」に関する意見募集についての結果に ついて

> 令和5年7月31日 国土交通省海事局

「船員法施行規則の一部を改正する省令案について」について、令和 5 年 5 月 19 日 (金) から令和 5 年 6 月 19 日 (月)までの期間、広く御意見を募集しました。 その結果、本件に関して 1 件の御意見が寄せられました。お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方を以下の表のとおりまとめましたので公表いたします。

御意見の概要	考え方
【作業経験として例示されている「作業全	
般に関し責任を有する機関部の部員として	
の職務に1月以上従事した経験等」につい	
て】	
1. (「職員」とするのではなく、)「部員」に	1. ご指摘の作業経験の例示としては、「作
限る趣旨は何か。	業全般に関し責任を有する機関部の部員と
	しての職務に1月以上従事した経験」を
	示したところですが、これは作業経験に「職
	員」を含めない趣旨ではなく、より作業経
	験として含まれているのかわかりにくくな
	り得る「部員」を例示することとしたもの
	で、「職員」としての経験も含めるものとし
	て意見公募させていただいたものです。
	具体的には、船員法施行規則の改正案中、
	危険物等取扱責任者(低引火点燃料)の更
	新要件として認める作業経験に、職員とし
	て職務に1月以上従事した経験を規定して
	おりますので、こちらをご確認ください。

2. 第9号表第4号1(1)において「3月 以上」とされていること等との衡量も含め て、「1月以上」と規定する趣旨は何か。

- 3. 「等」について、具体的な内容を明らか にする必要がある。「行政手続法第6章に定 める意見公募手続等の運用について」(平成 18 年総管第 139 号総務省行政管理局長通 知)において、「案」について「何をどのよ うに定めることとしているかが網羅的に明 示されている必要があり、定めようとする 事項の一部の例示では足りない。政省令の 場合であれば、例えば、条文そのものや新 旧対照表、要綱、又は概要等を示すことが 想定されるが、定めようとする内容が例え ば部分的にしか分からないような概括的な ものであってはならない。」とされていると おり、例示に過ぎない今回の公示の内容で は、法定の意見募集を行ったことにはなら ない。「その他所要の改正」において意見募 集手続の対象となるような実体的な改正を 行おうとする場合も同様である。
- 2. 危険物等取扱責任者(低引火点燃料)の認定・更新要件については、「1978 年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約(STCW 条約)」に基づき国内法制化しているところ、同条約において、「1月以上」の経験とされていることを受けて、船員法施行規則においても「1月以上」の経験で認定・更新を認めることとしております。
- 3. 総務省からの通知においては「概要等を示すことを想定」と記載されており、同記載に基づき、改正概要をお示しし、国民の皆様方のご意見を伺っております。

御指摘の「その他所要の改正」については、条文の制定過程において、法文の適正 化等実質的でない内容が改正案に含まれる ことから記載しております。

皆様方の御協力に深くお礼申し上げるとともに、今後とも御協力いただきますよう、 よろしくお願い申し上げます。